

鹿屋市結婚新生活支援事業 申請案内

※予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

鹿屋市では、結婚を機に鹿屋市内へ転居される新婚等世帯に対し、婚姻に伴う住居費、引越費用及びリフォーム費用を最大 30 万円（婚姻時、夫婦とも 29 歳以下の場合：最大 60 万円）補助します。

○対象となる世帯

令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦



○対象要件 <次の（１）～（８）を全て満たす世帯>

- （１）婚姻時に、夫婦双方の年齢が 39 歳以下であること
- （２）令和 4 年分の夫婦の合計所得が 500 万円未満であること
 - ・貸与型奨学金の返済を現在行っている場合の所得は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とします。
- （３）申請時に夫婦ともに住民基本台帳の住所地に居住し、かつ交付申請書を提出した日より 1 年以上継続して居住する意思を有すること
- （４）夫婦ともに他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- （５）夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- （６）夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- （７）夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を含まないこと
- （８）内閣府及び鹿屋市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること

○対象費用 <令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までに支払った費用>

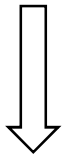
	対象となるもの	対象とならないもの（例）
（１）住居費	住宅の購入費用 賃料（1ヶ月のみ）、敷金 礼金、共益費、仲介手数料	土地の購入費 賃料（2ヶ月目以降の分）
（２）引越費用	引越業者や運送業者へ 支払った費用	レンタカーを借りた場合 自身や友人等をお願いした場合
（３）リフォーム費用	住宅の修繕、増築、改築等 の工事で工事業者へ支払 った費用	自身で材料を購入し、リフォームを行った場合

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合、その部分については対象外となります。
※賃料及び共益費の対象となる月は、令和 5 年 4 月分（当月払い）から令和 6 年 3 月分までです。
※原則、契約名義人は夫婦のいずれかとします。

- 補助額 対象経費の合計額で、**上限 30 万円**
（婚姻時、夫婦とも 29 歳以下の場合は、**上限 60 万円**）

○申請から交付までの手順

交付申請



……………・申請書に必要事項を記入し、必要書類※を添えて、
鹿屋市役所3階 政策推進課へ提出してください。
※詳しくは、ホームページ等で確認ができます。
(婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本など)

審査



……………・補助金の対象要件を満たしているか、不備がないかなど、提出された書類を審査します。審査の後、補助金の交付を決定し、申請者へ交付決定の通知を送付します。

交付

……………・申請から1～2ヶ月で、請求書に記載の口座へ補助金が振り込まれます。

○申請に関するQ & A

Q：鹿屋市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

A：対象になります。

Q：再婚の場合は対象になりますか？

A：対象になります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある場合は対象になりません。

Q：所得の算出方法を教えてください。

A：令和4年1月1日～令和4年12月31日までの間の夫婦の所得を合算してください。

(所得の考え方)

・給与収入の場合

前年1年間の給料の総額(=収入)から給与所得控除を差し引いたものです。
1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

・自営業の場合

前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。
売上金額－必要経費

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、以下の計算式で算出してください。

(対象となる所得)

= (夫婦の令和4年の所得) - (貸与型奨学金の令和4年の年間返済額)

■問合せ先

鹿屋市 政策推進課 電話：0994-31-1125